

保健だより

【保存版】

～ 1年生の生徒・保護者の方へ～



令和6年4月

大竹市立玖波中学校

ご入学おめでとうございます。お子さまの様子を知り、保護者の方と一緒に考えて、楽しい学校生活が送れるように取り組んでいきたいと思えます。ご家庭での様子もぜひお知らせください。よろしくお願いいたします。



養護教諭 新畑 里美 (にい はた さとみ)

～ はじめに ～

健康観察をお願いします

- すっきり目が覚めましたか？
- 顔色はよいですか？
- 食欲はありますか？



*発熱等風邪の症状がみられる場合は、無理せず病院の受診をお願いします。
 *学校を欠席されるときは、朝、学校までご連絡をお願いします。
 *朝ごはんは1日の活力源です。
 早寝、早起き、朝ごはんを心がけ気持ちよく送り出してください。
 *生活習慣を整えるためになるべく同じ時間に寝る習慣を身につけさせてください。
【玖波中学校では、目標就寝時間を11時としています。】



I 定期健康診断

(毎年4月～6月に行います)について

問診票などの記入や提出など、ご協力いただくことがたくさんあります。ご協力をお願いします。健康診断の結果で治療が必要な場合などは、その都度保護者宛に通知をします。早めに専門医に受診し適切な治療や検査を受けてください。治療が終わったら、治療済み証明書等を担任に提出してください。定期的に受診している場合や、通知をする前に治療や検査に行った場合は、そのことをご記入の上、提出してください。異常なしの場合は通知しませんので、ご了承ください。日程については、保健だより等で詳しくお知らせします。

お子さまのことや健診について気になることがありましたら、いつでもお知らせください。



II 学校感染症について

学校保健安全法施行規則では、学校において予防すべき感染症の種類、出席停止の基準が定められています。もしもかかれた場合は、次のような手順でお知らせください。これらの病気によるお休みは「出席停止」となり、「欠席」にはなりません。しっかり休養し、体調が回復してから登校してください。くれぐれもお子さまに無理をさせないよう、お願いいたします。

【手 川 頁】

- ① 診断
- ② 学校へ病名、受診した病院名などを連絡 → 《状態がよくなる》
- ③ 医師に「感染のおそれのないことの証明」(別紙1)を書いてもらうか
保護者が「感染症に関する報告書」(別紙2)を記入する
- ④ いずれかを持って登校し、担任へ提出

※別紙1・別紙2は学校にもありますが、大竹市内の病院、休日診療所にもあります。
また、玖波中学校や大竹市のホームページからダウンロードすることもできます。

※別紙1・別紙2へ出席停止の基準等が明記してありますので、ご確認ください。

III 災害共済給付制度について

学校生活を健康で安全にすごせるよう、すべての学校生活で気をつけていますが、不慮の事故や、それに伴う負傷が発生してしまうことがあります。学校の管理下でのケガや疾病で受診した場合、「災害共済給付」の対象となるケースもありますので、「災害の範囲」「給付までのながれ」などをご確認いただき、請求していただくことになります。

災害給付制度とは



災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者(大竹市)との契約によって、学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付を行うものです。その運営に要する経費は、国、学校の設置者及び保護者の三者が負担する互助共済制度です。保護者の皆さまには、毎年学年会計より**460円**納入していただいています。

災害の範囲 災害共済給付制度の対象となる災害の範囲等は次のとおりです。

災害の種類	災害の範囲	
負傷	学校の管理下(※1)の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上になるもの。	
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上になるもののうち、文部科学省令で定めるもの。 ・給食などによる中毒、ガス等による中毒、溺水、熱中症、異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎、外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される。	
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡。	
	突然死	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの。 学校の管理下において運動などに行為が起因あるいは誘因となって発生したもの。

*この表に記載している内容は、災害共済給付制度の一部を示したものです。

※1 学校の管理化・・・通常の授業以外にも、運動会や遠足・修学旅行などの行事や昼休みや放課後、登下校中、部活動や部活動の大会なども含まれます。

給付までのながれ

- ① 負傷・疾病などの発生
- ② 受診（病院または接骨院）
※受診したことを「保健体育の授業のケガは教科担へ」「部活でのケガは顧問へ」必ず伝え、必要な書類を受け取ってください。
- ③ 「医療等の状況」を病院へ、「調剤報酬明細書」を薬局へ渡し、記入してもらう。
※「医療等の状況」や「調剤報酬明細書」は月毎の記入となります。
- ④ 病院や薬局で「医療等の状況」「調剤報酬明細書」を受け取り、学校へ提出して下さい。
※学校では月初めにまとめて申請しますので、提出が遅くなった場合は翌月の申請にまわることがあります。
- ⑤ 学校が行う：センターへの申請 → 給付金の決定 → 通達・給付
※給付金が決定するまでに2～3ヶ月かかります。
- ⑥ 保護者への給付（領収書への記入、押印）
- ⑦ 学校へ領収書を提出してください。

災害給付制度に関する Q&A

質 問	答 え
・病院でいくら支払ったら対象となりますか？	・保険で3割負担の場合、1,500円以上からが対象となります。（例外もあります） ・ただし、2ヶ月受診しその合計が1,500円以上でも対象となります。 *ただし、 <u>ひとり親家庭等医療制度</u> を利用されている場合など例外もありますので、ご不明な点は学校までお問い合わせください。
・休日の部活動も対象となりますか？	・学校管理下であれば、土日、祝日、休業中の負傷等も対象となります。
・ケガをしてすぐには受診せず、数日（数週間）たって受診したのですが、対象となりますか？	・対象となります。ただし、負傷した日と受診日があまりにもひらいている場合は、その説明が必要となることがあります。
・最初に受診した病院と、現在通院中の病院が違うのですが請求は可能ですか？	・可能です。両方の病院に「医療等の状況」を書いてもらいます。最初は病院を受診し、その後接骨院に通っている場合も申請はできます。

<p>・まっば杖をレンタルしたのですが、給付対象となりますか？</p>	<p>・治療中、医師の指示で治療用装具を<u>購入して装着した場合は「治療用装具明細書」と領収書の写しを添付し申請します。</u> しかし、<u>レンタルについては対象外です。</u></p>
<p>・小学校の時のケガで、中学生になっても受診しているのですが、申請できますか？</p>	<p>・できます。学校へお知らせください。</p>

*災害共済給付制度について、疑問な点や分からないことがありましたら、保健室までご連絡ください。

学校で災害(ケガ)が起こった場合、緊急度の高いものは救急車を呼び対応します。それ以外で、出来るだけ早く病院を受診した方が良い場合や、授業への参加が難しい場合には、保護者の方に迎えをお願い致します。なお、公費でタクシーの利用、教職員の車での搬送は出来ないことを、ご理解頂きますよう、お願い致します。

